

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

令和 年 月 日

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4071602793 号)

当事業所は契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは…

契約者（利用者）が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◎契約者（利用者）の心身の状況や契約者（利用者）とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ◎契約者（利用者）の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者（利用者）及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◎必要に応じて、事業者と契約者（利用者）双方の合意に基づき、居宅サービスを変更します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1・2・3・4・5」「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。

【目次】

- | | | |
|----|--------------------|---|
| 1. | 事業者 | 2 |
| 2. | 事業所の概要 | 2 |
| 3. | 事業実施地域及び営業時間 | 2 |
| 4. | 職員の体制 | 2 |
| 5. | 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 3 |
| 6. | サービスの利用に関する留意事項 | 5 |
| 7. | 苦情の受付について | 6 |
| 8. | 損害賠償責任保険 | 6 |

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社いきいきリハビリケア
- (2) 所在地 久留米市野中町329番地1
- (3) 電話番号 0942-40-8383
- (4) 代表者氏名 深井 伸吾
- (5) 設立年月 平成17年10月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護高齢者の相談援助を行い、自立支援の維持向上を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 いきいきリハビリケアプランサービス
- (4) 事業所の所在地 久留米市安武町安武本3273番地4
- (5) 電話番号 0942-26-3339
- (6) 事業所長（管理者）氏名 西田 千代香
- (7) 開設年月 平成18年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 久留米市 筑後市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日は営業ただし年末年始を除く）
受付時間	月～土 午前8時30分～午後17時30分
サービス提供時間帯	月～土 午前8時30分～午後17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者（ご利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1名	
2. 介護支援専門員 （管理者と兼務）	1名		1名	サービス計画等
（専従）	2名		2名	サービス計画等

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者（ご利用者）の利用料金負担はありません。

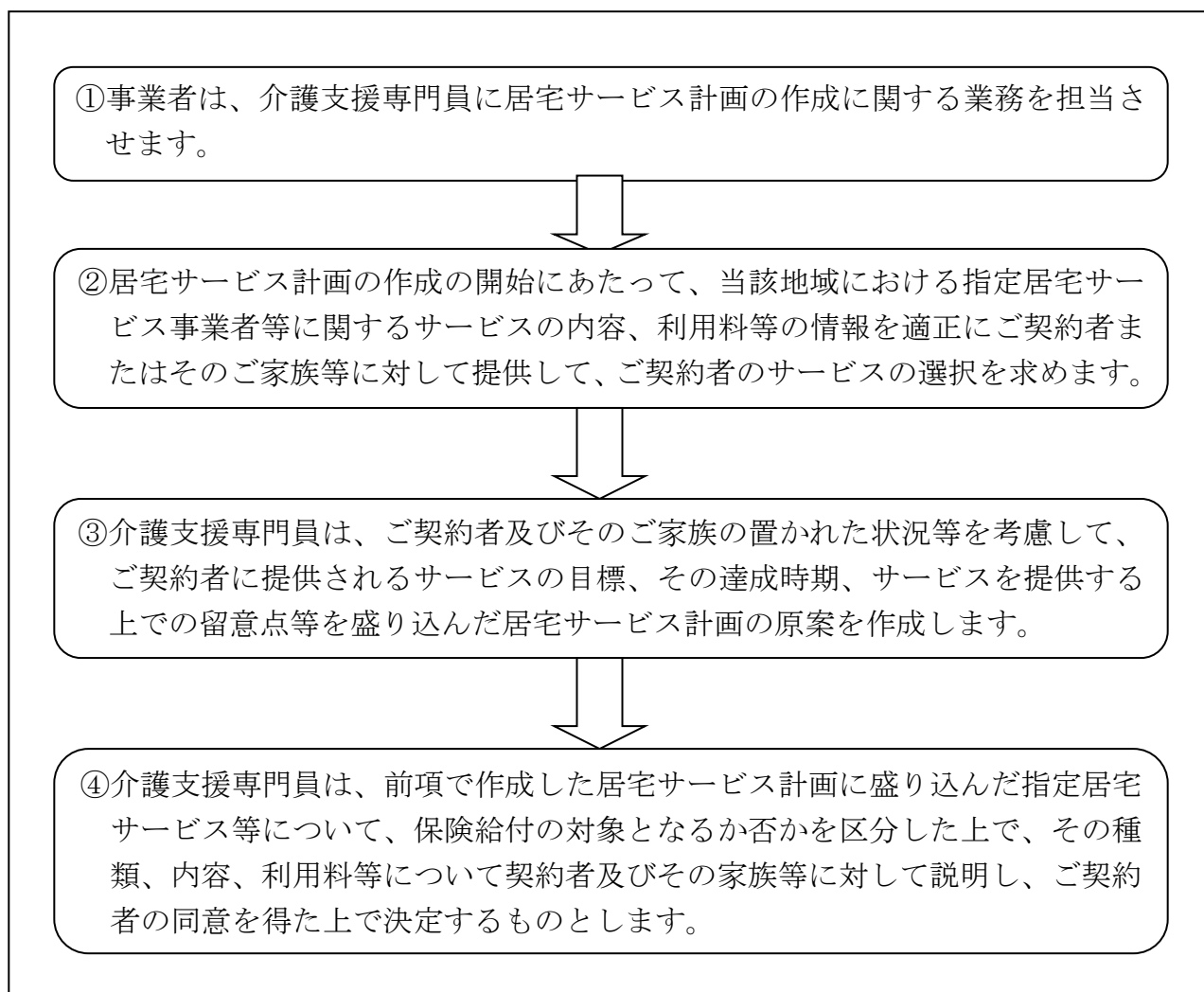
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

〈サービスの内容〉

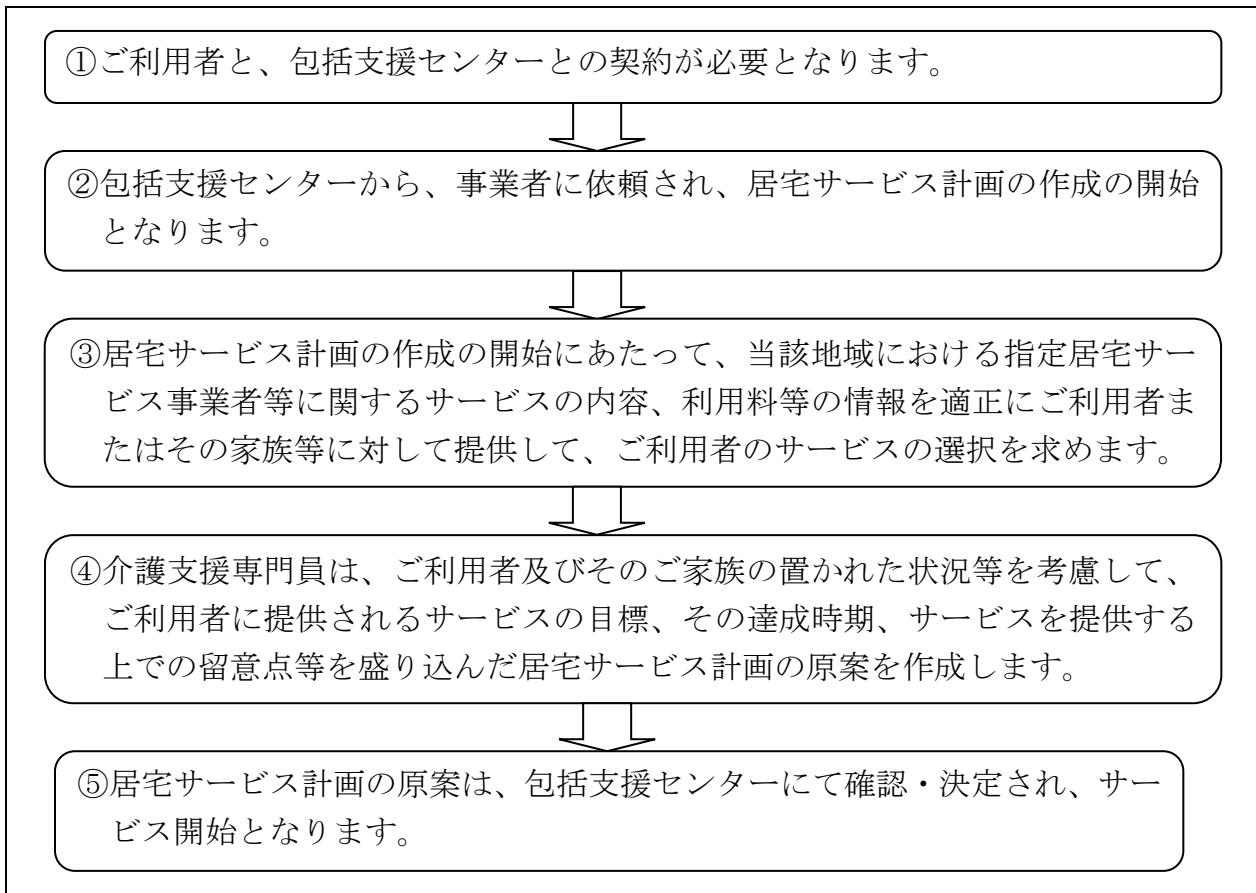
①居宅サービス計画の作成

ご契約のご家庭を訪問して、ご契約者（ご利用者）の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

《居宅サービス計画の作成の流れ》（要介護と認定された場合）



《居宅サービス計画の作成の流れ》（要支援1、要支援2と認定された場合）



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者（ご利用者）及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者（ご利用者）の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者（ご利用者）が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者（ご利用者）双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者（ご利用者）が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者（ご利用者）の自己負担はありません。

但しご契約者（ご利用者）の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月月末までにお支払い下さい。

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者（ご利用者）に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者（利用者）からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者（ご利用者）から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ◎苦情受付窓口（担当者） 西田 千代香
[職名] 介護支援専門員
- ◎受付時間 毎週月曜日～毎週土曜日
8：30～17：30
- ◎電話番号 0942-26-3339
- ◎FAX 番号 0942-26-8683

（2）行政機関その他苦情受付機関

久留米市健康福祉部 介護保険課	所在地：久留米市城南町15-3 久留米市役所 電話：0942-30-9247 FAX：0942-36-6845 受付時間 9：00～18：00
国民健康保険団体連合会	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話：092-642-7859 FAX：092-642-7857 受付時間 9：00～17：00
福岡県介護保険広域連合	所在地：福岡市博多区千代1-17-1 パピヨン24 2F 電話：092-643-7055 FAX：092-641-2432 受付時間 9：00～17：00
市民生活部 高齢者支援課介護保険担 当	所在地：福岡県筑後市大字山ノ井898 電話：0942-53-4115 FAX 0942-53-4119 受付時間 8：30～17：15

8、損害賠償責任

保 険 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 内 容	損害賠償に関する補償

※ 但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意又は過失が存在する場合に限られます。
損害賠償保険が支払われる場合であっても、ご契約者（利用者様）に過失が認められる場合には 損害金が減額されることとなります